

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系逆洗受タンク(B)系攪拌弁の開閉操作時、当該弁作動用の電磁弁に動作不良が認められたため、当該電磁弁を交換。	GⅢ	
2	1号機	原子炉建屋試料採取系原子炉水pH計点検時、セルチェンバー切替えコックに不具合(測定位置から校正・ドレン位置に出来ない)が認められたため、当該コックを点検修理。	GⅢ	
3	1号機	安全保護系設定値確認検査(その1)において、検査工程表の実績の日付に誤記が認められたため、当該誤記を訂正。	GⅢ	
4	1号機	タービン建屋試料採取ラック内コンフロー操作時、不具合(流量調整が出来ない)が認められたため、当該コンフローを点検補修。	GⅢ	
5	1号機	原子炉建屋試料採取ラック内逃し弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	
6	1号機	制御棒駆動水圧系ポンプ室階段付近設置のページング装置において、受話器の破損が認められたため、当該受話器を交換。	GⅢ	
7	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(A・B)海側ストレーナ点検時、ストレーナに損傷が認められたため、当該ストレーナを交換。	GⅢ	
8	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系サージタンク補給水ストレーナ差圧計において、指示にハンチングが認められたため、当該差圧計を点検補修。	GⅢ	
9	4号機	原子炉補機冷却系第1中間ループサージタンク補給水ストレーナ差圧計において、指示にハンチングが認められたため、当該差圧計を点検補修。	GⅢ	
10	4号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系サージタンク(B)補給水ストレーナ差圧計において、指示にハンチングが認められたため、当該差圧計を点検補修。	GⅢ	
11	その他	検査従事者認定資格証の更新に関する確認において、有効期間内に更新承認されていない(1日超え)が認められたため、力量に影響を及ぼさないことを確認。	GⅢ	